

# 八雲町リサイクルセンター 廃棄物受入基準

令和8年4月1日 施行

八雲町環境水道課環境衛生係

## 1. 施設受入体制

施設名	八雲町リサイクルセンター
所在地	八雲町黒岩 482 番地
受入時間	午前 9 時から午後 4 時（月曜日～金曜日）、午前 9 時～正午（土曜日）
休業日	日曜日。ただし、上記受入時間に記載の曜日に関わらず、休業日となる場合があります。 詳細は、町ホームページにて「ごみカレンダー」をご確認ください。
電話番号	0137 - 68 - 2464

## 2. 廃棄物の搬入・受入手順

### （1）自己搬入の手順

事前の予約や連絡は必要ありません。

搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

- ① 自己搬入前に、町の分別区分に従い、廃棄物を必ず分別してください。
- ② 「一般廃棄物搬入申込書（様式 A・様式 B）」に必要事項を記入のうえ、受付に提出してください。また、3. 受入対象者に記載の、本人確認書類を提示してください。  
申込書は、様式 A（排出者本人用）と様式 B（収集運搬許可業者用）がありますので、ご注意下さい。  
収集運搬業許可業者以外の一般の方は、様式 A（排出者本人用）に記入してください。
- ③ 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。
- ④ 車両で計量後、荷降ろし場所までお進みください。
- ⑤ 荷降ろし場所で係員の指示に従い、分別内容を伝え、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下してください。
- ⑥ 計量後、支払窓口で手数料をお支払いください。

## 【 注 意 】

- ・ 廃棄物は、町の分別区分に従い、事前に必ず分別してください。
- ・ 八雲町八雲地域で発生したごみのみ搬入できます。他の市町村で発生したごみは搬入できません。
- ・ 原則、ご自分のごみのみ搬入できます。他人のごみは搬入できません。

例外として、排出者本人が同乗している場合や排出者本人が同乗できない特別な理由がある場合は、搬入を認める場合があります。

※ 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。

- ・ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、搬入する廃棄物が分別されていない又は受入基準に適合しない場合は、受入できません。
- ・ 火災防止のため、電池・燃料等は必ず抜き取ってください。

## 3. 受入対象者

八雲町リサイクルセンターへの廃棄物の持込みは、原則、排出者本人又は法に基づく収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に限ります。

八雲町リサイクルセンターに廃棄物を搬入できる具体的な対象者や条件は以下の

(1)～(3)のとおりです。

なお、排出者本人及び搬入者の本人確認ができない場合や、廃棄物の分別がなされていない場合には、受入することはできません。

### (1) 排出者本人

#### 搬入条件

- (ア) 排出者が八雲町在住であること。
- (イ) 八雲町八雲地域で発生した廃棄物であること。
- (ウ) 事前に廃棄物が町の分別区分に従って、分別されていること。

(エ) 受入対象廃棄物（４の（１）に該当する一般廃棄物）であること。

(オ) 本人確認ができていないこと。

車利用での搬入を行う場合、運転者の本人確認は**運転免許証又はマイナンバーカードのみ有効**とします。運転免許証不携帯などの理由で搬入者の本人確認ができていない場合には受入できません。

運転免許証又はマイナンバーカードの住所を書き換えていない場合は、併せて移転後の住所で町内に住んでいることがわかる公共料金の明細や郵便物等１点の提示が必要となります。

ただし、以下の場合、例外として排出者本人による自己搬入と見なします。これは、自家用車や運転免許を所有していない等の理由で持ち込みが困難な町民が相対的に不利益を被らないようにするためです。

## ① 【例外として認めるもの】

### 車利用の搬入で、排出者本人が同乗している場合

#### 搬入条件

(ア) ３の（１）の搬入条件を満たしていること。

(イ) 排出者本人が同乗していること。

(ウ) 原則、一般廃棄物搬入申込書は排出者本人が記入すること。

(エ) 排出者の本人確認ができていないこと。

運転免許証又はマイナンバーカードを提示のこと。運転免許証又はマイナンバーカードを所持していない場合は、健康保険資格確認書、および排出者が町内に住んでいることがわかる公共料金の明細や郵便物等１点を提示すること。

## ② 【例外として認めるもの】

### 車利用の搬入で排出者本人が同乗できない特別な理由がある場合

(例) 「八雲町外に住んでいるが、亡くなった親族の家の整理で排出したゴミを搬入したい」

(例) 「排出者本人が施設に入所して同乗して来れないので、別居の親族がゴミを搬入したい」

#### 搬入条件

(ア) ３の（１）（オを除く）を満たしていること。

- (イ) 排出者の親族が搬入する、もしくは排出者の親族が同乗していること。
- (ウ) 原則、一般廃棄物搬入申込書は排出者の親族が記入すること。
- (エ) 排出者親族の本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード）と併せて、排出者本人が町内に住んでいたことがわかる公共料金の明細や郵便物等1点を提示すること。なお、排出者の親族が同乗者でマイナンバーカードを発行所持していない場合は、健康保険資格確認書、および排出者本人が町内に住んでいたことがわかる公共料金の明細や郵便物等1点を提示すること。

## (2) 事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者（法人等）

※ごみを持ち込める方は、経営者または従業員に限ります。

### 搬入条件

- (ア) 八雲町内に事業所があること。
- (イ) 八雲町八雲地域で発生した事業系一般廃棄物であること。  
ただし、業種により産業廃棄物となり、持ち込めない場合があります。
- (ウ) 町の分別区分に従って分別されていること。
- (エ) 本人確認ができていること。  
【確認書類は、以下(1)～(3)の3点となります。】
  - (1) 八雲町内に事業所があることが確認できるもの  
【例】事業所宛の郵便物など
  - (2) 従業員であることが確認できるもの  
【例】社員証、名刺  
上記のいずれも無い場合は、法人が証明する従業員名簿
  - (3) 持ち込まれた方の運転免許証

## (3) 一般廃棄物収集運搬許可業者

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、その許可の範囲内で八雲町リサイクルセンターへ搬入することができます。

※ごみの搬入を排出者本人が行わない場合は、「八雲町一般廃棄物処理業許可業者一覧（別紙）」をご確認のうえ依頼してください。なお、依頼にかかる費用

は自己負担となります。

## 4. 受入対象廃棄物

### (1) 受入対象廃棄物

八雲町リサイクルセンターに搬入できる廃棄物は、以下の(ア)から(エ)のすべてに該当する廃棄物です。

- (ア) 八雲町八雲地域で発生した廃棄物（熊石地域は除く）
- (イ) 町の分別区分に従って、事前に分別されている廃棄物
- (ウ) 搬入廃棄物は、燃やせないゴミ・資源物・粗大ごみの種類とする
- (エ) 家庭生活から発生した廃棄物、若しくは事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外のもの）

### (2) 受入できない廃棄物

以下に該当する廃棄物は受入できません。専門業者や許可業者に処理を依頼してください。

- (ア) 事前に町の分別区分に従って、分別されていない廃棄物
- (イ) 家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、パソコン、タイヤ（ホイール含む）、バッテリー、ガスボンベ、消火器、廃油、塗料・シンナー、グランドピアノ等の処理困難物
- (ウ) 受入基準を満たさない廃棄物
- (エ) 許可業者にあっては、搬入を許可していない種別

## 5. 廃棄物処理手数料

・重量10kgにつき52円（10kgを超えた場合において10kg未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

※全量が10kgに満たないときは10kgとみなす。

## 一般廃棄物搬入申込書（排出者本人用）

※ 申込書とあわせて、運転免許証またはマイナンバーカードを提示してください。

※ 「八雲町リサイクルセンター廃棄物受入基準」にて搬入条件としている本人確認書類を提示してください。

以下の太枠に記入のうえ、窓口にご提出下さい。（□に✓チェック）

	廃棄物の種別	<input type="checkbox"/> 家庭系	<input type="checkbox"/> 事業系	申込日	令和	年	月	日
搬入者	車両番号			(例) 函館 123 さ 4567				
	フリガナ							
	氏名							
	住所							
	電話番号							
	ごみの発生場所 (八雲町八雲地域のみ)	<input type="checkbox"/> 同上	上記住所以外の場合のみ記入 八雲町 _____					
※搬入者と同じ場合は記入不要 排出者	フリガナ							
	氏名 (法人にあっては会社名)							
	住所 (法人にあっては会社住所)							
	電話番号							
	搬入者と排出者が異なる場合は、その続柄			(例) ※法人の場合は記入不要 父・母・子・夫・妻				
<input type="checkbox"/> 上記の記入事項に相違ありません。また、下記の注意事項を遵守し、廃棄物の搬入を申込みます。								
<b>注意事項</b>								
1 ごみは事前に必ず町の分別区分に従って、分別してください。 2 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、搬入するごみが分別されていない又は受入基準に適合しない場合は、搬入できません。 3 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に違反すると5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金（法人にあっては三億円以下の罰金）又はその併科に処せられることがあります。 4 構内では安全のため、交通標識等のルールを遵守し係員の指示に従って下さい。								

※ 受入基準に基づく適切な搬入のため本申込書を記載いただきますが、本申込書に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

係員記入欄			
	粗大ごみシールあり	家具 家電製品 可燃性粗大 自転車	無料
	不燃ごみ指定袋入り	貝がら 食器類 小型家電	
	資源ゴミ	缶 ペットボトル ビン プラ 紙類等（単一に分別）	
	有料対象ゴミ	町指定袋以外 粗大ごみシールなし	52円/10kg
	受入不可	一般廃棄物以外のゴミ その他対象外	
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 確認欄		
		有料分	kg
		無料分	kg

## 一般廃棄物搬入申込書（収集運搬許可業者用）

※ 申込書とあわせて、運転免許証を提示してください。

以下の太枠に記入のうえ、窓口にご提出下さい。（□に✓チェック）

		申込日	令和	年	月	日
（許可業者名） 搬入者	車両番号	(例) 函館 123 さ 4567				
	氏名 (法人にあつては会社名)					
	住所 (法人にあつては会社住所)					
	電話番号					
排出者	氏名					
	ごみの発生場所 (八雲町八雲地域のみ)	八雲町_____				
運転者氏名						
運転者と搬入者との関係性		(例) 従業員・本人				
<input type="checkbox"/> 上記の記入事項に相違ありません。また、下記の注意事項を遵守し、廃棄物の搬入を申込みます。						
注意事項	1 ごみは事前に必ず町の分別区分に従って、分別してください。					
	2 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、搬入するごみが分別されていない又は受入基準に適合しない場合は、搬入できません。					
	3 他人が排出した廃棄物の収集・運搬を許可なく業として行うことは法律で禁じられています。『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に違反すると、5年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金（法人にあつては三億円以下の罰金）又はその併科に処せられることがあります。					
	4 構内では安全のため、交通標識等のルールを遵守し係員の指示に従って下さい。					

※ 受入基準に基づく適切な搬入のため本申込書を記載いただきますが、本申込書に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理いたします。

係員記入欄			
粗大ごみシールあり	家具 家電製品 可燃性粗大 自転車	無料	
不燃ごみ指定袋入り	貝がら 食器類 小型家電		
資源ゴミ	缶 ペットボトル ビン プラ 紙類等（単一に分別）		
有料対象ゴミ	町指定袋以外 粗大ごみシールなし	52円/10kg	
受入不可	一般廃棄物以外のゴミ その他対象外		

許可業者 確認欄

有料分		kg
無料分		kg

# ■八雲町一般廃棄物処理業 許可業者一覧

別紙

## 1. 一般廃棄物収集運搬業

令和8年1月末日現在（順不同）

業者名	事業の範囲	所在地	電話番号
NPO法人 エンジョイライフ	産業廃棄物以外の一般廃棄物全般	二海郡八雲町東雲町12番地28	0137-62-3300
弘産工業株式会社	ホタテ貝付着物、ヒトデ類、貝殻類、動植物性残渣、汚泥、廃油、木類、竹類、笹類、草類、ゴム類、金属類、廃プラスチック類、ガラス類、繊維類、がれき類、紙類、動物の死体、一時多発性一般廃棄物	二海郡八雲町花浦259番地6	0137-62-4110
株式会社 星五産業	ホタテガイ付着物、ヒトデ類、貝殻類、動植物性残渣、汚泥、廃油、木類、竹類、笹類、草類、ゴム類、金属類、廃プラスチック類、ガラス類、繊維類、がれき類、紙類、動物の死体、一時多発性一般廃棄物	二海郡八雲町花浦87番地の10	0137-62-3816
有限会社 第一清掃	産業廃棄物以外の一般廃棄物全般	二海郡八雲町末広町113番地2	0137-62-2904
株式会社 東陽建設	ホタテ貝付着物・ヒトデ類の漁業系一般廃棄物 紙類・粗大ごみの一時多発性一般廃棄物	二海郡八雲町栄町13番地の2	0137-63-2573
特定非営利法人 やくも元気村	生ごみ	二海郡八雲町東町273番地	0137-62-4300
有限会社 山一産業	ホタテ貝付着物、ヒトデ類	二海郡八雲町落部568番地7	0137-67-2420
株式会社 環境保全運輸	し尿を除く一般廃棄物（産業廃棄物となるものを除く） 木くず、廃プラスチック、紙くず、伐開物（草・笹・草の根）	茅部郡森町字駒ヶ岳322番地2	0137-45-2900
株式会社 馬場本商店	し尿および家庭用をのぞく一般廃棄物（積卸しのみ）	函館市西桔梗町112番地2	0138-49-6668
北清えさし株式会社	事業活動により生じた一般廃棄物、一般家庭より生じた粗大ごみ、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）、伐根・伐採木・伐開物（笹・笹根と土砂の混合物）（すき取り物）（草・草根と土砂の混合物）、南部松山衛生処理組合（以下「組合」という。）で処理できない動物の死体、組合で処理できない廃プラスチック、組合で処理できない紙くず、組合で処理できない動植物残さ、一時的に大量に発生される海岸漂流物・流木、一時的に大量に発生される不法投棄物、漁網やロープ等の適正処理困難物、適正分別困難物、漁業系一般廃棄物	檜山郡江差町愛宕町18番地	0139-52-6100

## 2. 一般廃棄物処分業

業者名	事業の範囲	所在地	TEL
八雲町バイオサイクル協同組合	生ごみ、ホタテガイ付着物、養殖施設付着物、ヒトデ類、ウニ類、海藻類、農業集落排水施設汚泥、動物の死骸（道路上等で死んだ動物の死体）、流木・剪定枝等の一般廃棄物に分類される木屑・草木類	二海郡八雲町鉛川456-2	0137-62-3101
株式会社 C&R	木くず（流木・風倒木・街路樹の剪定枝等）	苫小牧市字静川5番地の4	0144-56-4040